

令和 7 年 6 月 1 日

ご利用者様・ご家族様

公益社団法人川崎市看護協会
会長 堀田 彰恵

医療 DX 推進体制加算について（お知らせ）

日頃から、川崎市看護協会立訪問看護ステーションをご利用頂きありがとうございます。

当事業所では、令和 7 年 3 月から医療 DX*推進体制を整え健康保険情報と一体化したマイナンバーカードを通して、オンラインでの資格確認を行っており、電子処方箋システムや電子カルテ情報共有サービスとの情報連携が可能になりました。（*DX：デジタル改革）

これにより国の診療報酬上、訪問看護医療 DX 情報活用加算が認められ所定額を令和 7 年 6 月 1 日から加算させていただきます。今後も医療情報を活用した質の高い看護をより確実に提供いたしますので、何卒、ご理解の上、ご了承下さいますようお願いいたします。

訪問看護医療 DX 情報活用加算 請求に伴うご利用者様負担分

	1割負担	2割負担	3割負担
自己負担額	5 円/月	10 円/月	15 円/月

<個人情報の取り扱いについて>

個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等の関係法令を遵守し、個人情報保護方針に基づいた適正な管理を行い、ご利用者様への看護サービスの提供以外の目的には使用いたしません。

<資格情報の提供について>

資格情報の提供は患者様及び代理人の同意に基づいて行われます。同意なしにオンライン資格確認を行うことはございません。

担当 事務局 松澤
044-711-3995